

第四十三回国 参議院大蔵委員会會議録第二十九号

昭和三十八年六月二十日(木曜日)

午前十時四十一分開会

委員の異動

六月十三日 辞任 日高 広為君 森田 タマ君

六月十四日 辞任 永岡 光治君 木村 禧八郎君

六月十五日 辞任 森田 タマ君 日高 広為君

六月十五日 辞任 中上川 アキ君 森部 隆輔君

出席者は左の通り。

委員長 佐野 廣君

理事 柴田 栄君 西川 甚五郎君 柴谷 要君 渋谷 邦彦君 永末 英一君

委員 青木 一男君 太田 正孝君 川野 三暉君 津島 壽一君 日高 広為君 堀 未治君 森部 隆輔君 木村 禧八郎君 佐野 芳雄君 戸叶 武君 野々山 一三君

大竹平八郎君 鈴木 市蔵君

中垣 國男君

竹内 壽平君 池田 清志君 平井 迪郎君

高橋 俊英君

坂入長太郎君

辻 辰三郎君 林 大造君

大蔵省主税局長 国際租税課長

本日の會議に付した案件

金融緊急措置令を廃止する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案 (内閣提出、予備審査)

○委員長(佐野廣君) 金融緊急措置令を廃止する法律案を議題といたします。

前回は引き続き、本案に対する質疑を行ないます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○柴谷要君 法務大臣御出席をいたしておられますので、二、三御質問をいたしたいと思います。

金融緊急措置令を廃止する法律案でございますが、もちろん、このような古い法律案であり、今日すでに効力を失っているといわれる法律案でございますから、廃止することには全く賛成でございます。しかし、今いろいろと国会の中で議論をされております問題は、廃止する法律案の附則に1、2、3とございまして、第三点の「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」と明記されております。前回の委員会でも刑事課長から私は、本日御出席の課長さんの私見でよろしいから、これらの問題について意見を伺いたい、こういう質問をいたしました。ところが、特に大臣からこの問題については詳しく説明をしてくださるようという話があつて、私はこれから答弁をいたしますと、こういう前段でございまして、その点について、私は出席されておられます政府委員にお尋ねをするのであります。当時大臣は御出席になりませんが、大臣の気持を聞こうと思わなかつたのでありますけれども、刑事課長のそのような御答弁がござい

ましたので、あらためて大臣にお伺いをいたしたのであります。

私の質問の要旨は、一体この経済法律が廃止される場合に、三項というものがいつもあるのかないのか、法律もあるのかどうか、こういう点を明確にしたいために質問申し上げた。ところが、これに対して御出席にならない大臣の意思として、十分説明してこいという御下命であつたように聞いておりますけれども、そのように扱われた大臣のお氣持をまず最初にお尋ねをしておきたい、こう思うわけでござい

○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。先回、当委員会から出席を要求されたのであります。ちやうどその日に衆議院の内閣委員会におきまして法案が審議され、場合によっては採決までに至るといふような状況にございまして、委員長に申し上げて出席のできない旨をおわびしたのであります。が、刑事課長をこの委員会に出席させまして、第三項を設けた理由についてはいきさつがあるから、そのいきさつを努めて詳しく御説明を申し上げよう、もしお尋ねがあつたら、そういうお尋ねに対しては詳しく御説明をしていただきたいというよりなことを申し上げて、課長をこの席に出席をさせたわけでござい

○柴谷要君 御承知と思ひますけれども、私もこの法律案が提案された際に、調べるところは十分調べ、この法律案は緊急に委員会の議決をしよう、

こういう氣持で実はおつたわけであり

ます。ところが、がぜん、どうも三項の問題をめぐりましては、法務大臣は、院議で決定をされるならば削つてもいいと、こういうような御所見をお持ちになつておられるというやうなことが風のたよりで聞こえたわけであり

ます。そういうやうなことになるから、参議院ではまだ審議中のことであり

ますから、できることならば、多数の方の御意見がそつうい方向に向かつて

いるならば、十分審議をしようという

ことで、ここ数日米日子をかけているわけであり

ます。一体、風のたよりで伝わってくるやうな御見解を大臣は今日お持ちでござい

ますか、この点をひとつ明確にお答えいただきたいと思

ひます。

○国務大臣(中垣國男君) お答えをいたしました。この法案は御承知のとおりに政府提案でござい

ますので、担当しております私といたしましては、この法案が通過することを望んでおるわけ

であります。私がただいま御指摘のやうな意向を述べましたのは、若干違

いがあるやうではあります。もしこれが国会で議決がこの法案の内容どおりい

かないような場合に、あらためて単独法でこれを国会に直ちに提案して、可

決を願う、御審議を願う、そういうやうなことは今自分は考へてはい

ない、こういうことを申し上げたわけであり

まして、どこまでも院議は尊重しな

ければならない、そういう建前で申し上げ

た次第でござい

○柴谷要君 大臣の御見解十分わかりましたので、たいへん私どもの審議の上に参加になったと思います。この点まことに敬意を表したいと思います。そこで……

○木村禧八郎君 関連して。ただいまの御答弁、ちょっと理解いたしかねるのですが、大臣が、この法律案を政府提案として出されて、あくまでも成立をはかる、期待するのが本筋だと思っております。ところが、今の御答弁ですと、万一これがだめになった場合を予想して、そうしてだめになった場合はあらためて提案をする意思はないという事は、何かそこにつきりしないものがあると思っております。そういう後段の御説明は必要がないのじゃないかと思うのです。あくまでもこの成立を期待するから御協力願いますというのが、普通の答弁だと思っております。その後段のようなお話が誤り伝えられたのが、ただいま柴谷委員が御質問されたようなことになってきたと思うのです。その点はもう少しはっきりと御答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(中垣國男君) お答えを申し上げます。まあ御指摘のとおりでございます。政府が提案しました以上、それを主管しております大臣といたしましては、これを通すことが最高の最大の任務であります。私がなぜ、この法案がもし通過しなかった場合に、あらためて政府が単独立法で再び国会にこれを御審議をいただくという考えは今このところないと申し上げましたのは、これには若干前段がありました。私に意見を尋ねられた方は、これはとうてい参議院では通らないであろうと、参議院で通過しない場合に、大臣はたと

えは次の国会でこれを再び提案するといったような考えがあるかどうかと、いろいろなお尋ねでありましたので、そのような考えは今のところは持つていない、こういうことを実は申し上げたのであります。決してその事前に、御審議の最中に、通らなければならぬけれどもいいというような意味のことを申し上げたのではないのでございます。

○木村禧八郎君 その参議院通らぬであらうという、そういう憶測なんぞしよ。それはどなたがそういうふうか知りませんが、それは党内のお話かどうか知りませんが、これは参議院の当委員会の自主性を非常に、何と申すか、に對してどうも心よからぬそういうお話だと思っております。これは十分にこの委員会で審議をして、そうして審議の内容によって各人みな自主的な判断をすべきものなんです。初めから通るとか通らないとかということをお口にすることは、どうも不謹慎だと思っております。何かそれによって空気を支配するようなことにもなりかねないと思っております。これはそういうお話があったら非常に不謹慎だと思いたすので、そういうことに大臣が、何でおかしいわけですか、あくまでもこれは成立をはかり、実現を期したいというだけでよろしいのではないかと申すのです。どうもあとで、あそらく、柴谷委員その他から御質問がありますれば、だんだんその経緯もわかってくるのであります。何か割り切れないものが感じられますので、その点も一度あらためて大臣からお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(中垣國男君) 先ほども申し上げましたように、これは公式にそういう意見を私が開いたのではないのであります。衆議院の某君が、ある私の友人がやってきました。これは非常に問題点が多いとされておるので、これはおそろしく通らないのじゃないかと予想される、そういうときに大臣としてはこの法案を単独立法で再び国会に提案される意思があるのかないのかと言ったから、いや、今のところはそういうことは考えていない、こういうことを僕個人の個人的な立場として申し上げたのであります。決して参議院の自主性を私が軽視したわけでもないでもないでございまして、そういうようなことがありましたので、私はなにお心配をいたしました。課長に、なぜこの第三項を設けるかということについては十分な説明をしてもらいたいということ、実は私がこの委員会に出席できなかったものでございまして、そういう注意をいたしましたのであります。政府といたしまして出た以上は通していただくということが、これがすべて私どものお願いでありまして、何とかしてこれが通らぬほうがいいのだというようなことは全然私は考えておりません。その点は御了解をお願い申し上げます。

○柴谷要君 どうも、お話を聞いております。参議院の審議を見抜いて、何か参議院ではこれは通らない、こういうふうな決定をつけて、大臣のところへ次の点は何かというふうな質問にいかれたというのですが、これは国会議員であるとするならば不謹慎きわまると思っております。そういうようなことを大臣は聞かれて、まともな答弁をするようなお方ではないと、こう思

うのですが、あくまでも政府提案の法律案は衆参両院とも通してもらい、これが全力をあげるのだという答弁だけで事済むのじゃないか。かようなことがありますゆえに、たいへん参議院の審議に迷惑がきているわけです。

実は昨日、私のところへ、参議院ではこの法律案をめぐって柴谷がたいへん反対をしておる、だから説得をしなければいかぬということで、私に電話がかかってきた。何と申し上げましたも、審議中でありまして、賛成、反対は審議の過程においてきまっております。まだ私どもは賛成、反対、こういふような明確な態度をきめておりませんが、本日法務大臣の御出席をいただいで十分審議した上で、この法律案に対する最終的態度を党としてきめていきたい、こう考えております。しかし、私どもはこの法律案を手がけたときから、この問題に対しては一つの個人としての見解を持っておりましたけれども、しかし、その間に何か参議院の審議を無視するようないろいろな問題が出ておることは非常に私は遺憾に思っております。これらの問題は、今まで数多くの法律案を手がけてきたけれども、この法務省関係の問題に限ってこういう問題が起きたことは、まことに遺憾だと思っております。

そういう点から、ひとつ実例をお尋ねしたいのでありますが、現在第一審に係属中の事案としてあげられております問題で、東京の關係、これはまあ名前はこの際控えますけれども、銀行の頭取が現金八百万円、小切手二千五百万円の收受をした。いわゆるこれは収賄であります。ところが、贈賄側は現金一千万円の贈与だと、こういふこ

とになっておる。会社の社長さん。そうすると、収賄した額よりも贈賄の額が非常に少ない。こういう事案があるわけでありまして、差しさわりのない範囲で、これらの事件は一体どういふ状態で生じた事件であるか、ひとつこれは大臣にお尋ねすることは無理であると思っております。刑事局のほうからひとつ克明に御答弁いただきたい、こう思うわけですが。

○説明員(辻辰三郎君) お答えいたします。現在東京地裁に係属いたしておりますたたいま御指摘の事件につきましては、その公訴事実の概要を御報告いたします。

まず、取賄側でございますが、銀行の代表取締役が取引先の会社役員二名より、株式買い取り資金として四億円の融資を受けるに際し好意ある取り計らいを受けたことの謝礼として、昭和三十五年五月下旬、現金八百万円を受した、これが一つの事実でございます。それから、この銀行代表取締役に對します第二番目の公訴事実といたしまして、取引先会社十二社の各役員より、銀行より融資を受けるに際し便宜な取り扱いを受けたことの謝礼及び将来も同様の取り扱いを依頼する趣旨で、昭和三十三年十二月四日ごろから昭和三十五年八月二十五日ごろまでの間、前後二十回にわたり合計二千五百万円を受受した。この二つが銀行代表取締役に對する公訴事実の要旨でございます。

次に、銀行の支店長が起訴されておりますが、この銀行支店長に對します公訴事実の概要は、この銀行支店長が取引先の会社役員二名より、株式買い取り資金として四億円の融資を受ける

に際し好意ある取り計らいを受けたこととの謝礼といたしまして、昭和三十三年五月下旬現金二百万円を収受した、これが銀行支店長に対します公訴事実の概要でございます。

それから、この銀行代表取締役に対します公訴事実の一点と銀行支店長に對します公訴事実に見合うものといたしまして、贈賄者側の起訴事実の要旨を申し上げますと、この会社役員二名が共謀いたしました、銀行代表取締役及び支店長に対し、先ほど申しました銀行代表取締役に対する第一の公訴事実及び銀行支店長に対する第二の公訴事実、これに見合うものといたしまして合計一千万円を供与した、これが贈賄側の公訴事実の要旨でございます。

○柴谷要君 このような事実が生れますが、かりにこの法律案が政府提案どおり国会を通過したということになりますと、引き続きこれらの事実に対しては結着をつけていかなければならぬと、こゝ私には思ふので、ところが、三項がかりに消えたというところになりまして、これらの事案は一体どう取り扱われてくるのか、この点をひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(中垣國男君) もしこの法案の中の第三項が通過せず、経過規定がもし設けられないようなことにならなりました場合には、免訴になる可能性もあると思ひます。しかし、その免訴になるかどうかというところは裁判所のほうで最終的には決定するものでありますから、法務大臣あるいは法務省としてこれは免訴になるかどうかという断定は下しがたいのではなからうかと

と、かように考えております。

○野々山一三君 関連質問。そうすると、刑事訴訟法の三百三十七條の二号にいうところの、經濟關係則ノ整備ニ關スル法律廢止に伴つて刑が廢止された場合をこれは予想しての規定だと思ひます。そういう場合ですけれども、この場合には判決で免訴を言い渡さなければならぬというのを法律で規定されてはいますね。裁判所が免訴を言い渡すであろうというその關係の問題ですけれども、当然これはこの法律に明記されてはいるのですけれども、それは今の答弁とどういふ關係になりますか。

○説明員(辻辰三郎君) ただいま御指摘の点でございますが、犯罪後の法令により刑が廢止されたという場合には、御指摘のとおり、刑事訴訟法三百三十七條の二号によりまして、裁判所は「判決で免訴の言渡をしなければならぬ」というふうに規定されております。これはそのとおりなんでございますが、一つの法律理論といたしまして、いわゆる限時法と申しますか、一定の期間を限りまして法律が最初から施行されておる、こゝろ最初から一定の期間のみに施行するのだと、こゝろ法律の場合におきましては、かような経過規定がございせんども、廢止後においてその法律が施行されておりました場合に犯された犯罪につきましてはなお有効に処罰できる、こゝろ有力な學説がございまして、この限時法の理論、これがこの經濟關係則に關する法律に當てはまるかどうかという問題が、一つ理論上の問題として残るわけでございます。そういう点を考えまして、先ほど大臣の御答弁の

よりな線と申しますか、ことが出てくるわけでございます。

○野々山一三君 それは一つの學説の一面だと思ひますけれども、逆に、こゝろいうような經濟關係則というものはむしろ限時法じゃないという學説もあるわけですよ。そういう學説、あなたは一面的な學説だけをよつて言われるのだけども、別に限時法じゃないという學説があるわけ、その論からすれば、当然表から三百三十七條の二号で、二號の先ほど言われた犯罪後の法令により刑が廢止された場合と、こゝろ適用されるだろう。つまり、學説は両者争つてはいるわけであつて、現在の時点では當然その争いの中であるとしても、法律が明記してあるということからいけば、今あなたのおっしゃる理屈だけでは通らないのじゃないか。これは理屈の問題ですよ、賛否は別として、もう一回……

○説明員(辻辰三郎君) 御指摘のとおり、この經濟關係則ノ整備ニ關スル法律が限時法に當たるかどうかということにつきましては、ただいままで判例がございせん。したがしまして、裁判所がいかに判断するかということとは将来の問題に属するわけでございます。

○木村禎八郎君 委員長、ちよつと……この時限立法ですね、限時法ですか、限時法であるかどうかは将来の問題に属するといふんでしょ。しかし、常識からいって、この法案は三項を入れておるわけですからね。三項を入れておるといふことは、これは……それから金融緊急措置令ですか、緊急といふことになると、これは時限的な考えが可能になつてくる。その判断の問題

になりませんがね。そうすると、これはいろいろにそこに、裁判所は厳正にいろいろ判断するでしょうけれども、いゝるんな圧力が反映する可能性もないと限りませんよ。そういう点は非常にこれはすつきりしないわけですよ。もつとすつきりするような措置が必要ではないかと思ふのですが、その点どうなんですか。

○説明員(辻辰三郎君) 限時法の理論といひますか、この經濟關係則ノ整備ニ關スル法律が限時法であるといふふうに裁判所が判断いたしますならば、この附則の規定を待つまでもなく処罰ができるわけでございますが、この附則がありますことによりまして、この限時法の理論をとるかとならないか、そういうことにかかわりなく、本法の施行中に犯された犯罪について裁判所が処罰できる、処罰しなければならぬ、こゝろ結論になるわけでございます。さういふ観点からこの附則が設けられてはいるわけでございます。

○柴谷要君 東京の事案を一つお尋ねしたのですが、これは非常に額の大きいものをお尋ねしたのですが、次はちよつと小さなものです。最初は銀行關係、次は相互銀行關係の係属中の事案をお聞きしたいと思ひますが、京都において昭和三十三年、四年に現金四万円並びに商品券一万円、服地二万四千円相当額のものをもつた人、それからそれを贈つた会社の取締役、こゝろ問題があります。その事案のひとつ説明をお願いしたいと思ひます。

○説明員(辻辰三郎君) 御報告申し上げます。ただいま御指摘の京都の事件でございますが、取賄側の公訴事実の要旨を申し上げますと、相互銀行支店

当座預金及び給付金係が、昭和三十三年十二月下旬ごろから昭和三十四年十二月三十一日ごろまでの間、三回にわたり銀行取引先より、右支店における当座取引の際当座過払いによる浮き貸し等の便宜な取り計らいを受けたことを受けたい趣旨で、現金四万円、商品券一枚、これは一万円でございますが、洋服生地を収受した、これが取賄側の公訴事実の要旨でございますが、これに見合います贈賄側の要旨は、右支店取引先の会社代表取締役が、先ほど申しましたように、現金、商品券、洋服生地を供与したという事実でございます。

○柴谷要君 引き続き、恐縮ですが、次は保険会社關係の問題を二問お聞きしておきたい。甲府に起きた事件でございますけれども、昭和三十三年十二月二十七日、これは営業所長が現金五十万円を収受した、贈つたほうは会社の社長であり、同じく現金五十万円を贈つたことが明白になつてはいる、この事案でございますが、保険会社からどういふこととこゝろ問題が起きたか、それをお尋ねしたい。

○説明員(辻辰三郎君) 御指摘の甲府の事件でございますが、取賄側につきまして申し上げますと、海上火災保險株式會社營業所長が、同社との間に建物、機械類及び原料、製品について合計八千六百八十八万円の保險契約を締結していた某会社の工場が全焼し、その火災保險金を支払うに際し、この会社の代表取締役社長及び事務長に對しまして、この營業所長が右保險金支払いのための保險契約の環視、損害の調査査定につきまして有利な取り扱いをする

ことを暗示いたしましたして、その報酬として現金五十万円の供与を要求いたしました。昭和三十一年八月二十四日現金五十万円を收受した、これが収賄側の営業所長に対する公訴事実の要旨でございます。

それから、この収賄側につきましては、会社の職員が収賄側の補助として起訴されておりますが、その補助の事實は、右海上火災保険株式会社営業所職員が先ほど申しました営業所長の収賄につきまして取次をしてこれを補助をした、こういう事実で起訴されております。

それから、この二つに見合いますと賄賂といたしましては、先ほどの会社側の代表取締役及び事務長は海上火災保険株式会社営業所長から先ほど申しました要求を受けて、先ほど申し上げましたような趣旨でいろいろとして現金五十万円を供与した、こういう事実でございます。

○柴谷要君 現在、事案として取り扱われておりますのは八十八件でございますが、その中で十一件まだ未処理というのがございますけれども、その未処理になっておる理由をひとつお聞かせを願いたい。

○説明員(辻辰三郎君) 先ほどの未処理ということになっております事件につきましては、その後捜査その他検査庁の処理によりまして現在全部既済と、未済でなくなりまして、既済になっております。そのうちから新たに起訴いたしましたものはございません。

○柴谷要君 そうしますと、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反人員は現在何件残っておられるのか、起訴、不起訴合わせてどのくらいあるのか、

お聞かせを願いたいと思ひます。  
○説明員(辻辰三郎君) 乙号二十四号の關係で申しますと、二十六名でございます。

○大竹平八郎君 関連。今、柴谷委員からのお尋ねのこの未処理の問題ですが、現在一番で係属中のものが四十八名、二番で十名、それから最高裁に上告中のものが十九名、残十一名となっているのですが、この十一名というのは不起訴が決定したものでないですか、その点はつきりして下さい。

○説明員(辻辰三郎君) 先ほどお答えいたしました未処理のものが既済になったと申しましたが、これは二十四号關係について申し上げたわけでございます。この二十四号關係のものにつきましては、一名が所在不明で中止処分いたしましたほかは全部起訴猶予処分いたしましたしております。

○柴谷要君 それでは、本件に關係いたします事案の問題については大体わかりましたので、一つだけ最後にお尋ねしておきたいと思ひますが、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の第二条に、「臨時物資需給調整法(昭和二十一年九月法律第三二号)」というものが六法全書の中に明記されているのですが、この法律は現行生きているのですか。この点をお尋ねしておきたい。

○説明員(辻辰三郎君) 現在失効いたしております。  
○柴谷要君 現在法律としてあるわけですか。  
○説明員(辻辰三郎君) 法律としては効力がございません。

○柴谷要君 そういふ件名の法律はないのでしょ。

○説明員(辻辰三郎君) さうでございます。  
○柴谷要君 そうしますと、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律第二条に明記してありますね。これは第二条にちゃんと明記してある。ない法律が明記されているというの、これは一体どういふことなんでしょう。この法律は廃止されたと私は承知しておるのですが、これはどういふことなんでしょうか、お尋ねしておきたい。

○説明員(辻辰三郎君) 御指摘のとおり、臨時物資需給調整法は失効いたしておりますが、この経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の第二条のこの該当部分でございまして、「臨時物資需給調整法其ノ他経済ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ関スル業務ヲ為ス会社若ハ組合一云々とございまして、この「其ノ他経済ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ関スル業務」というところにおきまして、なおこれに該当するものがある、かような意味で経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の二条が生きているということになると考えております。

○柴谷要君 それは二条は生きていることはわかるのですよ。わかるのだけれども、現行ない法律がここにうたわれて、「其ノ他」となっているわけですか。そうすると、臨時物資需給調整法という法律はまだ生きておるやうに何人も思ひわけですね。ところが、現在はもうすでに廃止されている。こういう事態がここにあるわけですか。こういう事柄がここにあるわけですか。これをどうにかいふことか御意は法務省にはないのでございませうか。これを伺っておきたい。

○説明員(辻辰三郎君) この経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律につきましては、法務省の立場におきましてこの改正につきまして検討中でございます。その際には当然検討の対象として考えるべきものと考えております。

○柴谷要君 それでは、いつ検討されるか。結論が出るまではこのままうたわれておる。私のようにしろろとは、法務省で扱われておるものならば万が一、一字でも間違いないだろうと思つて、この法律がどこにあるのかと思つて、いふふんあせて見ましたけれども、ないのです。新たに六法全書を買ひ込んで見たけれども、こういう法律はない。ですから、国民全般が知らなければならぬ法律にない法律が書かれていますということになります。法律の威信にもかかわると思ひますので、適時臨時にこういう法律がなくなつた際には何かと処置をしてもらいたいという要望を私は付して、質問を終わりたいと思ひます。

○大竹平八郎君 一点お尋ねいたしますが、罰則の中に、今まで柴谷委員が申し上げた収賄、贈賄の問題なんです。第六條に職務上の秘密漏洩、竊用という文句があるのですが、今からこの法律を見ますと、まことに何と申すか、昼あんどんのような気がするのですが、こういうことが書いてあります。ね、「公務員若ハ公務員タリシ者又ハ第一條若ハ第二條の営団、金庫、会社及組合並ニ此等ニ準ズルモノノ役員其ノ他ノ職員若ハ役員ノ他ノ職員タリシ者自己又ハ第三者ノ利益ヲ図リ重

要物資ノ生産、配給又ハ消費ノ統制其ノ他経済ノ統制ニ関スル行政庁又ハ当該経済団体ノ重要ナル秘密ニシテ職務

上知得シタルモノヲ漏洩シ又ハ濫用シタルトキハ五年以下の懲役ニ処ス、これは戦時中は相当あつたと思ひますが、こういう経済機關中の秘密漏洩というものは、こういう重く規定をしてあるのですが、これは事実上どのくらいこれに引つかつたものがあるのですか、また現在その係争中のものがあれば、ひとつその統計を示してもらいたい。

○説明員(辻辰三郎君) ただいま詳細な統計は持つて参りませんでしたけれども、最近はこの条文によりまして処理された事件はないと思ひます。

○大竹平八郎君 従来のおおよそのあれはわかりませんか。  
○説明員(辻辰三郎君) 制定當時が戦争中になります關係で、資料が喪失いたしましたので、その当時のことは現在わかりませんが、ここ約十年くらいはこの条文では一件も処理されておられません。

○大竹平八郎君 そこで、柴谷委員の指摘いたしましたとおり、こういう法律が一応まだ、このままこの件が通れば、生きていくということになると、非常にちがはぐなものになるわけですね。そこで、どうしても全面的な改正というものが行なわれなければならぬと思ひますが、この点ひとつ法務大臣から御答弁願いたい。

○國務大臣(中垣國男君) お答えいたします。この問題につきましては、法務省におきまして全面的に検討をしておるところでありまして、なお特段の激励をいたしまして、早目に結論が出るように努力いたしたいと思ひます。

○野々山一三君 先ほどの議論の続きみたいで恐縮でございますが、刑訴法

の三百三十七条の二号の規定というのは、もともとその後刑の廃止があるという場合を予想して作られた規定だと思ふのです。そういう考え方は間違いないですか。

○説明員(法展三郎君) 仰せのとおりと考へます。

○野々山一三君 そうすると、もう一回、この簡も少し議論したところなんです。三項を残さなければならぬという積極的理由は一体どこにあるのですか。明快にひとつお答えをいただきたい。刑事訴訟法の体系からいって、法理論からいって、一体この法律で三項を残さなければならぬ積極的な理由は何か。

○國務大臣(中垣國男君) 刑法の理論的な立場に立つてのお答えは、また専門的な立場で課長にしてみます。この法案を審議をいたしました。閣議でいろいろ検討いたしました。いろいろな理由があつたわけでありまして、一番大きな理由といたしましては、裁判に非常な日にちがかかり、遅延しがちであるというふうな点も影響しておるかと思ふのであります。けれども、すでに裁判に服しておる人たちがおり、なお同じ事件に關連いたしましたしてまだ係争中のものもある、法廷で争つておるものもある。そういういたしますと、この際これを全部訴訟中のものが免訴になるといふよりなことにでもなりますと、科刑の上で非常に不公正になってしまふというふうな点が指摘をされて、この際は第三項はやはり経過規定として設けるべきではなからうかという点が一番大きなあれになつたんです。

それから、もう一つの点は、やはり國民の世論と申しますか、感情等も考

えなければならぬのでありまして、先ほど課長が答弁いたしましたように、現在二十六名の人が法廷に立たされておるわけでありまして、そういう人たちを全部免訴にするために、いわゆる特定の人を助けるためにこういう金融緊急措置令の廃止ということ、そういう感じを与えるということ、政治の姿勢をただすという意味から適当ではない。であるから、やはり第三項の経過規定というものは設けるべきであるといつたような、これはごく常識論的な立場に立つての検討であつたのであります。そういうことが一つの思想的な土台になりまして、こういう措置をとるようになったのであります。

実は法理論のほうは、どうもいろいろとで、また課長から答弁させます。

○野々山一三君 かりに限時法だといふ説をとつて、そうして一定のものとなる金融緊急措置令というものはもうすでに数年前になくしてもいいという意見が提示された。そうしてここへきてよりやく廃止ということになつた。

ところが、その裏打ちとなり、その權威を守るためにという罰則にかかつて威嚇するものがある。いま免訴になるから、均衡を失したり國民感情からいってよくないことが起こるの、この法律そのものはもう使つておつて、それが問題だというなら、ここ数年もとなつておる金融緊急措置令を保持してきたのだから、ここへきて廃止して、罰則だけ残すということは、か

えつてあとが問題になる。それによつて刑事訴訟法の基本的体系を変化さしてしまふような、論理的な体系を変化さしてしまふようなことまで及ぶならば、何も数年間もあまり効果がなるといわれておる緊急措置令の廃止の意見が出ておるにもかかわらず、今日持つてきて、それを今ここでやらなければならぬといふことではないと思ふんです。刑事訴訟法の体系をくずしてま

でここでやらなければならぬ理由はな

いんではないか。この点はやはり刑事訴訟法なり刑法の将来というものを考へても、もしあなたのおっしゃられた前段の理由の三項を置いておかなければならぬといわれる理由、それが係属中のものと済んでしまつたものとの不公正といふことに理由があるならば、何も緊急措置令といふものを、今数年前に要らなくなつておるものだといふ説明が行なわれたのでありますけれども、ここ数年残しておくといふこととどつてあり得るじゃないか。なぜ法律体系をくずしてまでそういうことをおやりになるか。そういう意味からいふならば、逆にいふならば、百年の大計である刑法体系といふものを守るというところに、なぜもつと法務大臣としては積極的な意図を持たれないのか。そのために緊急措置令があまり直接的効果がないのだけれどもという理由を殺してでも、そのことは何も言わないでも、罰則を守つていくというために緊急措置令を残しておくというのか、どちらか二つに一つ、積極的な立場をおとりになることが筋が通るのじゃないかという気がするのであります。その点いかがでありますか。

○國務大臣(中垣國男君) お答えいた

します。御指摘のとおり、三年前からこの金融緊急措置令を廃止したらどうかという議論が国会の衆参両院で行なわれたことは私も承知をいたしております。これは御承知のとおり、金融準則と申しますか、金融の順位等を定めるようなそういう重要な關係がござ

います。金融状態が比較的円滑にいくようになったという今日におきましては、どうも業種別にそういう金融に順位をつけたりするよりなことはもう適当でないという、そういう観点に立ちますと、この關係のものは廃止したほうがいいんじゃないかといふことが、最近に至りまして、そういう金融情勢と申しますか、経済情勢から見て判断をされたわけでありまして。そこで、しかしながら、こういう訴訟中のものもあるから、これはしばらくこのままにしておいたらどうかといふことになりまして、やはりすでに実質的には金融緊急措置令を設けた意義といふものは失われておる、そういう失われておるけれども、新しい犯罪、新しく法に触れる、そういう犯罪になるようなそういうことが残されておるといふのは適當でないのではな

いかといふこととでありまして、第三項の経過規定を設けましたのは、新しくこういう問題で、そういうもう犯罪として本質の失われたような、そういうものが今後なお出る可能性のある根拠はなくなつたほうがいい。しかし、この法律の有効期間中に起きた問題に対しては、これは先ほど申しました二つのような理由で、やはり経過規定を設けたほうがいいんじゃないかといふこととでありまして、刑法の体系から申しますと、確かに御指摘のようなこ

ともあらうかと思ふのであります。この際はやはりわが國の経済並びに金融諸情勢、そういうものを考慮に入れます。すでにこの措置令は廃止する時期が到来をした、そういう見地に立ちまして廃止に踏み切つたわけでございます。

○野々山一三君 これは水かけ論になるかもしれないけれども、この種の法律、つまり今は生きておつてもある時期が来たら殺すといふことは、法律によつていろいろあると思ふのであります。そういうことは将来たくさん予想されるので、刑法の体系といふものはできておるわけなんです。それを、おっしゃる通りに、今その必要性がなくなつた法律を生かしておいて、その法律によつてなした事案、犯罪について、それを経過的にという例外を設けるの急のあまりに、今後の刑法体系そのものがくずれる前例をここで作るといふことは私は好ましいことじゃない。このことの性質がいいとか悪いとか、いろいろ議論があります。しかし、刑法の秩序といふものは、あるいは刑罰法の秩序といふものは、やはり守つてもらふという前提がない限り、これからいろいろ法律を殺したり生かしたりすることについては、もしこれが例外々々といつて、罰則だけが残つていくといふことは、根本的な議論が私にはあると思ふ。たまたまこれが経済罰則であり金融緊急措置令というやつと特殊なものであるから、割合これが政治的姿勢という言葉で論じられるかもしれないけれども、たとえば労働事案だつてそうだし、そのほかの事案だつて幾らだつていろいろことは起こることであります。したがって、私は、

これはもう今法務大臣の見解はわかっ  
たので、これ以上議論したって水か  
け論でございませうけれども、基本は  
やはり刑事訴訟法の体系というものを  
くずさないという大原則を守つてもら  
うように、法務省当局はやはりもつと  
積極的に考へてもらわなければ、今後  
われわれがいろいろ法律をつぶそう  
じやないかといつても、あなたのほう  
をそのまゝ認すれば、それが前例に  
なつてくずせなくなる。非常に大きな  
支障を来たすということになりますか  
ら、これはひとつ再考を促したいわけ  
です。

○國務大臣(中垣國男君) お答えいた  
します。全く今の御指摘の点は私も同  
感であります。そこで、この種の経過  
規定といふものを置くか置かないかと  
いうのは、これはまあ御承知のとおり  
に、立法政策の問題ではなからうかと  
思ふのです。でありますから、このこ  
と自体が他のたとへば前例になると  
か、そういうような性質のものではな  
いと考へております。

○木村禎八郎君 ただいま資金融通準  
則ですか、準則によつて、産業資金貸  
し出し優先順位規制というのがありま  
すね、甲、乙、丙とか。それは生きて  
おつて、そうしてそのとおりにやはり  
銀行が選別融資ですか、やつていろ  
ですか、実際には。

○政府委員(高橋俊英君) 融通準則は  
全面的に死んでゐるわけじやございま  
せん。やつぱりそこで動いておりま  
す。ただし、それは甲と乙とはむろ  
ん差別はないわけです。丙の場合は金  
利の面で、自主申し合はせの線がたと  
へば二銭一厘になつておりますが、普  
通の並手の金利がそれが丙に属するや

つの場合、それよりも高くてもよろ  
しい。さらに臨時金利調整法の最高限  
が二銭六厘でございませうから、それは  
臨時金利調整法の最高限度のあれもの  
がれておるわけです。ですから、三銭  
で貸してもかまわない、金利の面。そ  
れから、丙については、これは銀行に  
ついてでありまして、毎月の資金貸し  
出し増加額のうちの一五%をこえては  
ならぬと、こういう制限がございまし  
て、それを日本銀行に報告することに  
なつております。そういう点で、まあ  
丙について制約は残つております。丙  
の申身につきましては多分にこれは問  
題があるのであります。だからこ  
そ、今後はまあやめようということに  
なつたわけでございます。

○木村禎八郎君 実際の運用としては  
そういう順位はありますけれども、そ  
んなら、これはずいぶん、もつと前か  
ら問題になるべきはずであつたので  
が、今まで廃止にならなかつたので  
たことについては、そこは實際運用面  
について別に今支障もないようにやら  
れてゐるじやないですか。実際はそん  
なに支障があるのですかね。僕は実務  
を知らないのですから……。

○政府委員(高橋俊英君) まあ一五%  
以内といつても、実績はそれより  
はるかに低いわけでございます。そう  
いうものに対する貸付が、だからそう  
いふ点からいへば支障がないといへば  
いえるのでございませうが、業種別に一  
つ一つ取り上げてみますと、今ごろ業  
種が丙であるのはまことにおかしいと  
いうものが幾つもあると思ひます。で  
すから、まあ非常に統制経済下のこ  
ろの何しろ立法でございませうから、ま  
ああの当時と比べて戦後十数年もこれ

だけたちまして、そのころとしてはあ  
るいは不急不急といわれたものであつ  
ても、今日においてはそれはそれでな  
いといふふうなものがありまして、そ  
れを一々準則を変えて追いかけていく  
というのにはまあ妙なことじやないか。  
そんなことをしないで、銀行でも相  
互銀行でもみなそうですが、自主的に  
資金調整委員会を作つておりました。  
まあ重点的なものには大いに協力して  
貸すし、不要なものは遠慮して、こ  
ういふふうには自主的にやつておりま  
すので、あえてこの準則を一々改正す  
るようなめんどくさいことをしなく  
てもいいし、また、それをそうでなく  
て、自主的なそういう判断にまかせる  
ほうが時勢に合つてゐるじやないか。  
そういう意味におきましては、廃止し  
たほうがいいという結論になつており  
ます。

○木村禎八郎君 ちやうど食管法みた  
いなもので、米のやみ取引の実は食管  
法のようなものではないかと思ふので  
すが、それはともかくとして、この順  
位表、これがなくなつた場合に、ただ  
そのまゝそれっぽいなしで、何かこれが  
廃止になつた場合に適正な融資を確保  
するといふことは、もちろん戦時中と  
違ふんでしよが、何か手当をする必  
要があるのじやないか。それは何か考  
えておられますか。

○政府委員(高橋俊英君) その点につ  
きましては、すでも銀行のほうで  
も、私どものほうに何から相談が  
ありまして、お互いの考え方として  
は、なるほど丙といふふうなはつきり  
したあれは、基準はしてないいかもし  
れないが、おのずから不急不急とい  
うことが客観的にあるだろう、例を申せ

ばいろいろあるわけでございますが、  
おのずからこれはいかなる時代にお  
いてもあまり重要と申せない、その反対  
である、そのときどきにおいて経済  
情勢の変化によりまして重点産業が  
わつて参りますので、こういうものは  
資金が不足ぎみであるけれどもどうし  
てもみんな協力して金を作らなければ  
ならないといふふうなものもある。  
そういう意味におきまして、その順序  
というわけには参りませんが、大体重  
点的なもの、非常に不要と考へられ  
不急と考へられるもの、その中間に  
もの、そういうふうなものは当然考へ  
ていかなければならない。そういう点  
からあつてどういふこととはなる  
べく控へたいと思ひますが、銀行側の  
判断等に私どもの意見を述べることが  
あります。そういうことで、不急な  
のはむしろできるだけ控へるといふ  
ようなことにおいては十分やつていける  
体制を整えておられます。

○委員長(佐野廣君) ちよつと速記を  
とめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(佐野廣君) 速記を始めて。  
○木村禎八郎君 最後にひとつ、今の  
点も少し具体的に説明していただき  
たいのですがね。今後の金融の行政指  
導の問題ですが、そういうことになる  
と思ふのですが、まだ固まつていな  
ければしよが、何か固まつてお  
れば、こういう方向でいくのだとい  
うことを御説明願ひたい。

○政府委員(高橋俊英君) 先ほど申し  
ましたように、まだはつきり固まつて  
はおりませんが、銀行側においてもそ  
の点をすでに検討中でございます。

案ができ上がった行政当局のほうに  
も相談をする。ただ、せつかく融通準  
則を廃止して、なお今までのた  
とへば不急に属するものを一々業種別  
にあつていくことがいいか、あるいは  
せいぜい例示の程度にとめておいて、  
それに類するようなものは不急不  
急であるといふふうにするか、そういう  
点はまだ煮詰まつておりません。

ただ、非常にむずかしい問題は、自  
主調整の、自主申し合はせの金利が  
ございませう、二銭一厘。今まで三銭  
でございませう。二銭五厘くらいが中  
心でございます。二銭六厘くらいにしな  
ければならないけれども、二銭一厘に  
する必要があるだろうかといふので、  
やはりこれは自主申し合はせにすぎま  
せんから、そういうた不急業種につ  
いては二銭一厘の範囲外でいいじやない  
かという考へもあるわけでございます。  
そういうことから、ある程度範囲  
をきめておかないと金利の点で適用上  
むずかしい問題が起る、こういうこ  
とで、皆さんの御意見その他を伺いま  
して、さしてなければ、典型的にだれ  
でもがこれは不急であるといふふうな  
ものはおのずから出て参るであら  
まじよから、そういうものを明示する  
ことによつて、そういうものは自主  
申し合はせの金利よりも高くていい。  
そういう金利の点で範囲をある程度き  
めなければならぬ。ちよつとその点が  
煮詰まつておりませんが、考え方はそ  
のような……。

○委員長(佐野廣君) 本案につきまし  
ては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(佐野廣君) 次に、所得に対  
する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を議題といたします。

本案は去る十二日予備審査のため本委員会に付託されました。

それでは、これより本案の提案理由の説明及び補足説明を聴取いたします。提案理由につきましては、池田政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について、提案の理由及びその内容を御説明いたします。

政府は、今回、マラヤ連邦との間に所得に対する租税、すなわち所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約に署名し、その締結の御承認方につき別途御審議を願っているものであります。この条約に規定されている事項のうちには、さらに法律の規定を要するものがありますので、これにつき所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

この法律案は、配当に対する所得税法及び法人税法の特例を定め、源泉徴収所得税並びに申告納税にかかわる所得税及び法人税の軽減を行なうことを規定するものであります。

すなわち、わが国の所得税法及び法人税法によれば、非居住者または外国法人の取得する配当については、その収入金額に対し二〇%の税率で源泉徴収所得税を徴収し、その者がわが国に支店等を有して事業を行なっている場

合には、その支店等の他の所得と総合計算の上、課税することとなっております。これに対して、今回の条約におきましては、マラヤ連邦の居住者または法人がわが国の法人から取得する配当に対する税率は、通常の場合については一五%、特定の子会社たる法人からの配当については一〇%をそれぞれこれではならないこととされております。

この法律案は、この条約の規定に従い、わが国の法人からマラヤ連邦の居住者または法人に支払われる配当に対する源泉徴収所得税の税率を、通常の場合については一五%、特定の子会社たる法人からの配当については一〇%とそれぞれ定めることとしております。さらに、マラヤ連邦の居住者または法人が取得する配当でこれらの者の恒久的施設に帰せられないものに対する申告納税にかかわる所得税または法人税の負担についても、条約の規定するところに従い、その区分に応じ、一五%または一〇%をそれぞれこれな

いようその税額を軽減することとし、その他条約を実施するため所要の規定を設けているのであります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願いいたします。

○委員長(佐野廣君) 林主税局長(佐野廣君) 林主税局長(佐野廣君) 税課長。

○説明員(林大造君) ただいま政務次官より提案理由の御説明をいたしました法律案につきまして、補足的な説明をさせていただきます。

この法案が特例を設けようとしております日本とマラヤ連邦との間の条約でございますが、本件は別途外務委員会のほうで御審議を願っているわけでございませう。この条約は同種の所得税

に関する二重課税の防止の条約といたしまして第十二番目のものでございませう。ただいままで日本は、アメリカ合衆国、スエーデン、パキスタン、ノルウェー、デンマーク、インド、シンガポール、オーストラリア、英国、ニュージラランド、タイと、合計十一カ国と租税条約を締結いたしました。このマラヤとの条約が第十二番目になるわけでございます。以上十二件のうち最初に申し述べました七件はすでに発効いたしました。またオーストラリア、英国並びにニュージラランドの三カ国につきましては、今国会で御承認を得まして、すでに批准書の交換を終了し、現在発効いたしました。したがって、現在発効してあります条約は十あるわけでございます。残り、タイとそれから本件マラヤとの条約が、ただいま国会で御審議を願っているわけでございます。

で、このマラヤとの条約は、いわゆる東南アジア諸国との間の租税条約といたしましては五番目になります。さきに締結し現在発効いたしておりますシンガポールとの間の租税条約とは、内容が同様でございます。と申しますのは、シンガポールとマラヤとは所得税制もきわめて類似しております。また近い将来マレーシア連邦の設立の動きもありますことから、おわかりのように、その租税政策において種々類似した点があるわけでございます。したがって、この租税条約の内容も、シンガポールと日本との間の租税条約とはほぼ同様でございます。

この法律案は、その租税条約の第七条の関係で必要になりました規定でございます。で、租税条約の第七条により

ますと、一方の締約国の法人から支払われたい配当につきましては、親子会社間は一〇%、その他の場合には一五%以下に税を軽減するという規定がございまして、その「以下」という場合にどこまで軽減するかは、おのおの国にゆだねられているわけでありませう。そこで、わが国といたしましては、この条約で約束されました限度である親子会社につきましては一〇%、その他の場合におきましては一五%を徴収するという趣旨をこの法律案でうたっているわけでございます。

条文は四カ条からなりますが、第一条は、その法律案の趣旨を述べております。第二条は、源泉徴収に関する軽減の規定でございます。第三条が、申告いたしました場合の所得税及び法人税に関する軽減の規定でございます。第四条は、その他ごまかい手続は大蔵省令にゆだねるとい規定でございます。

以上がこの法律案の内容でございます。以上が、補足的に説明させていただきました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(佐野廣君) 以上で本案の提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

○委員長(佐野廣君) 次に、租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

公団に関する件について質疑の要求がございませうので、これを許します。永末委員。

でございますが、これに見合せて財政投融資がこれに投下されております。ところで、この公社、公団の監督等について、一体政府側のどうい機関がどの程度の権限をもつてやっておるか、なかなか不分明な点がございまして、議会側におきましても、財政投融資はその計画書が提出されるだけで、それからの執行等については委員会等でそれぞれ項目をあげて質問し内容を明らかにするという程度のことしか行なわれていないようで、はなはだ遺憾だと存じておりますが、本日は、その中で一点、公社、公団の退職金、特にこれは役員退職金というものについて、法律を調べてみますと、退職金の支給並びにその変更等をやろうとする場合には、それぞれの公社公団が監督を受ける主務官庁の大臣の承認を受けなければならない、こういう規定が全部設けられていると私は見るのでございませうけれども、その場合に、そういう規定を持たないで役員退職金を支払っている、そういう政府関係機関があるというのを伺いました。その事実をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(平井迪郎君) ただいま御質問の点は、主務大臣の認可制度のもとに退職手当を支給しているという問題について、そういう規定なしに退職手当を支給している事実、実例はないかという御質問であると思っておりますが、少なくとも公庫、公団等のほうは、公社等についても同様でございますが、役員退職手当を支給する前に少なくとも退職手当の基準については一応御決定を見ているものというふう

に思っております。

○永末英一君 非常にばく然たるお答  
えでございますが、全部の公団がこの  
法律に規定してあるような明文の基準  
をちゃんと設けて、だれでもがわかる  
ようになっておられますか。

○政府委員(平井通郎君) これは政府  
関係機関と申しましたが、きわめて種  
類が多いわけではございません。すべて  
一律ではございません。典型的な例を  
とって申しますならば、公社とかある  
いは公団等の場合におきましては、役  
職員の退職給与基準につきましては、主務  
大臣が認可をとりまして、かつ、そ  
れについて大蔵大臣が協議にあずかる  
という建前をもっておりますので、そ  
の限りにおいては法律に基づいて明確  
になっておるといふことが申せようか  
と思ひます。一方、公庫等につきまし  
ては、公庫とかあるいは輸開銀等につ  
きましては、そういった法律上退職手  
当基準をきめるとかというような規定  
はございません。ただ、たとえばこれ  
らの機関につきましては、予算におい  
て給与予算なり何なりをきめて参る建  
前でございますが、その予算の決定に  
あたりまして当然そういったものにつ  
いて事前にきめておくというものはあ  
るわけでございます。また、これらの  
ものにつきましては、それでは具体的に  
には何ら基準がないのかということに  
なるわけでございますが、たとえば輸  
開銀であるとか公庫の場合でございま  
すが、定款におきまして、輸開銀の場  
合におきましては定款について大蔵大  
臣が承認するという規定がございまし  
て、その定款の中で役員給与並びに  
退職手当については準則を定めるとい  
うことになっておまして、その準則  
を具体的に承認するという形をとって

おるわけでございます。  
○永末英一君 私の伺いたいのは、政  
府関係機関はたくさんございまして、政  
府という役員退職金の基準について  
明文で規定をし、職員でも一般国民で  
も明確になつていゝるものがあるとい  
ふことを承知しております。しかし、同  
じ性格を持つてゐる政府機関にして、  
そういうだれでもわかるように明文で  
規定をしてゐないものがあるというこ  
とを聞いてゐるので、あなたはそうい  
うものがあるといふことを承知ござい  
ませんか。  
○政府委員(平井通郎君) 政府関係機  
関が成立いたしましたして発足いたしま  
したといつたしましても、その段階にお  
いて直ちにそういう明文文化されたもの  
が全部でき上がつてゐるわけではござ  
いせん。また、実態的に見まして  
も、直ちに役員退職という事柄も発  
生しないわけでございますから、そう  
いふ必要も必ずしもないわけござい  
ます。ただ、具体的にある程度の規定  
の整備を行なつてゐる過程におきまし  
ては、当然役員等の退職手当につい  
ても先ほど申し上げたようなそれぞれの  
手続によりましてきめられてゐるわけ  
でございます。

○永末英一君 きこのうやおとついで  
た政府関係機関で、役員がきまつても  
まだ退職事実が発生してゐないから、  
まだ規定がない、それはあり得ると思  
ひます。しかし、すでに何年もたつ  
て、その公団なりで役員退職が発生  
してゐるにかかわらず、いまだにその  
明確な明文の規定を持つてゐないとい  
ふことがあると聞いておるのですが、  
あなたはそれについて御存じございま  
せんか。

○政府委員(平井通郎君) 私どもが  
知つておる範囲では、そういうことは  
ないやに何つておられます。  
○永末英一君 住宅公団なんかには  
ちゃんとした明文の規定はございま  
すか。

○政府委員(平井通郎君) 私、手元に  
正確なものございせんから、あるい  
は間違つてゐるといふけないと思ひま  
すが、一般的に公団等についてはそう  
いふ規定は設けられておるはずでござ  
います。  
○永末英一君 これ、私ははつきりし  
たことを質問してゐるのですが、答弁  
はかく、委員長お聞きのとおりはな  
だぼんやりして、はずであるという程  
度の答えしかございせん。この点は  
明確にしていただきたい。その明確な  
事実が委員会に報告をされて、質問を  
続行していきたいと思ひますので、本  
日のところは仮定に基づいて質問をす  
るわけに参りません。委員長、ひとつ  
この点を明確に委員会に報告をして  
いただくよう要求いたします。

○委員長(佐野廣君) 永末委員は資料  
の要求をされますか。  
○永末英一君 それがはつきりしない  
と質問ができないわけですが、それが出  
てから、質問を続行さしていただきました  
い。  
○委員長(佐野廣君) それでは、資料  
の要求をして下さい。  
○永末英一君 一切の公社、公団で、  
法律の今申し上げましたような規定に  
基づいてどういふ規定を明文で設けて  
いるか、この資料の提出をお願いいた  
します。  
○委員長(佐野廣君) 本件につきまし  
ては、この程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時一分散会